

第 1 回 筑 後 川 水 系 流 域 委 員 会

日時：平成16年6月17日（木）13:30～16:00

会場：筑後川発見館「くるめウス」

議 事 次 第

1. 開会
2. 事務所長挨拶
3. 委員等紹介
4. 議事
 - (1) 河川の新しい計画制度について……………〔資料－2〕
 - (2) 流域委員会の役割について……………〔資料－3〕
 - (3) 規約の決定……………〔資料－4〕
 - (4) 委員長選出
 - (5) 情報公開のあり方について……………〔資料－5〕
 - (6) 筑後川水系河川整備基本方針について（情報提供）
 - ・筑後川流域の概要……………〔資料－6－1〕
 - ・筑後川水系河川整備基本方針の概要……………〔資料－6－2〕
 - (7) 住民意見聴取について（情報提供）……………〔資料－7〕
 - (8) 次回の開催予定について
5. 閉会

河川法改正の流れ

明治29年（1896年）

近代河川制度の誕生

治水

昭和39年（1964年）

治水・利水の体系的な制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

治水

利水

平成9年（1997年）

治水・利水・環境の総合的な河川整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

環境

治水

利水

筑後川水系流域委員会委員名簿

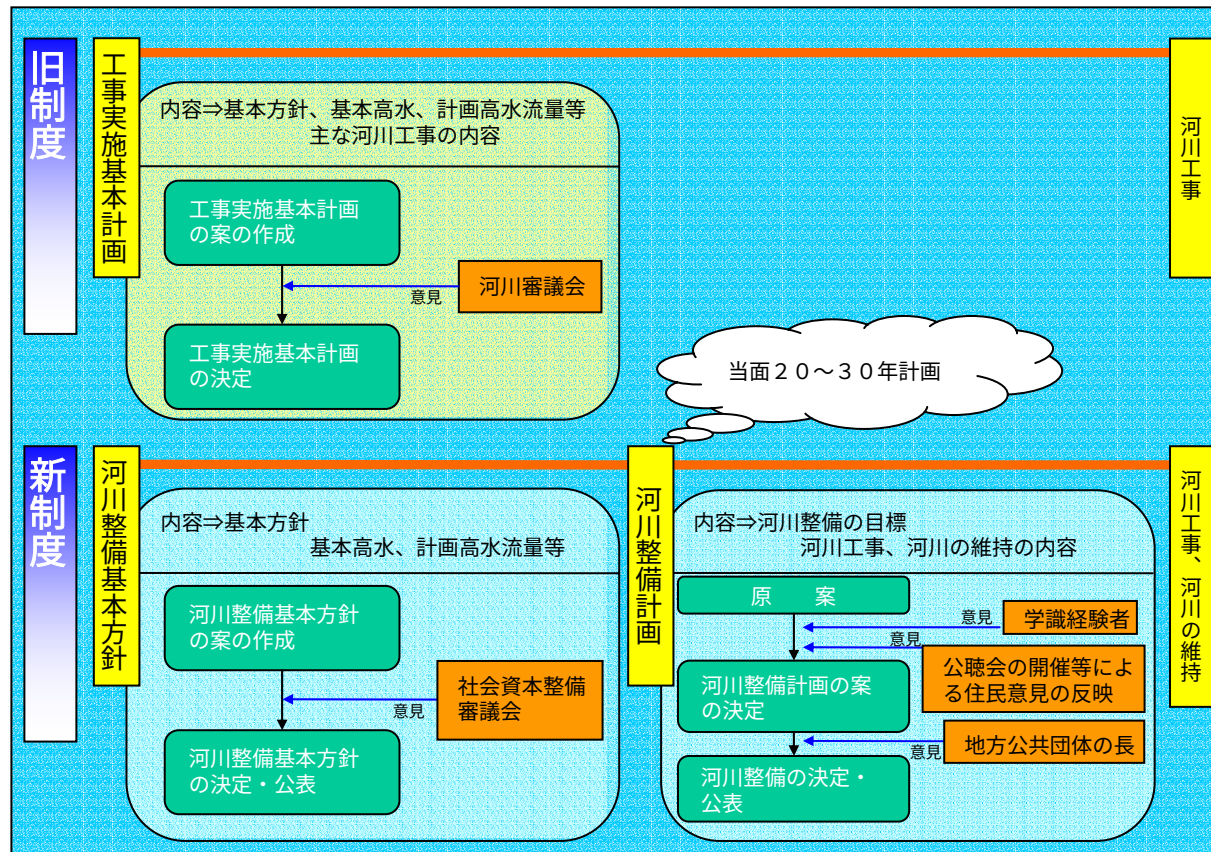
専門分野	氏名	ふりがな	所属等
河川工学・防災	平野 宗夫	ひらの むねお	九州大学名誉教授 筑後川リバーカウンセラー
水資源	石原 亨	いしはら とおる	元 筑後川流域利水対策協議会幹事長
農業水利	黒田 正治	くろだ まさはる	九州共立大学教授
漁業・舟運	荒牧 巧	あらまき たくみ	福岡県有明海漁業協同組合連合会会長
漁業・舟運	松崎 治朗	まつざき じろう	佐賀県有明海漁業協同組合連合会専務理事
漁業・舟運	梶原 一夫	かじわら かずお	大分県内水面漁場管理委員会会長 日田漁業協同組合長
水質	古賀 憲一	こが けんいち	佐賀大学教授
環境工学	楠田 哲也	くすだ てつや	九州大学大学院教授
生態学 (魚類)	松井 誠一	まつい せいいち	九州大学大学院教授
沿岸環境	菊池 泰二	きくち たいじ	九州大学名誉教授
動物生態学	東 和敬	ひがし かずのり	佐賀大学名誉教授
歴史・文化財	福岡 博	ふくおか ひろし	佐野常民記念館館長
文化	近藤 日子	こんどう ひこ	画家
情報・マスコミ	古賀 和裕	こが かずひろ	西日本新聞社 久留米総局長
河川環境・合意形成	島谷 幸宏	しまたに ゆきひろ	九州大学大学院教授
観光・景観	江藤 訓重	えとう くんしげ	九州ツーリズム大学事務局長 木魂館館長
水源地活性化	合原 真知子	ごうばる まちこ	日本林業経営者協会理事 MORIMORIネットワーク運営委員
まちづくり・環境教育	諫本 憲司	いさもと けんじ	NPOひた水環境ネットワークセンター理事長
流域連携・経済	駄田井 正	だたい ただし	久留米大学教授 NPO法人筑後川流域連携倶楽部理事長
福祉	川野 栄美子	かわの えみこ	大川ボランティア連絡会会長

河川の新しい計画制度について

新しい計画制度（河川法改正をうけて）

平成9年度の河川法改正に伴い、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の基本的事項を示す「河川整備基本方針」と今後の20～30年後の具体的な河川の姿を示す「河川整備計画」に分けて定めることとなりました。

河川整備基本方針は、治水、利水、河川環境や維持管理を含む河川整備の方向性を明らかにするものであると同時に河川整備計画の前提となるものです。



流域委員会の役割について

河川法 第十六条の二

河川整備計画

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

本条…追加 平成九年六月法律六四号〕、

二項…一部改正 平成十一年一二月法律一六〇号〕

筑後川河川整備計画策定作業における情報関係図

※河川法

第16条の2の3

学識経験者
[流域委員会]

※河川法

第16条の2の4

関係住民
[流域1万人会議]

関係自治体
(市町村)

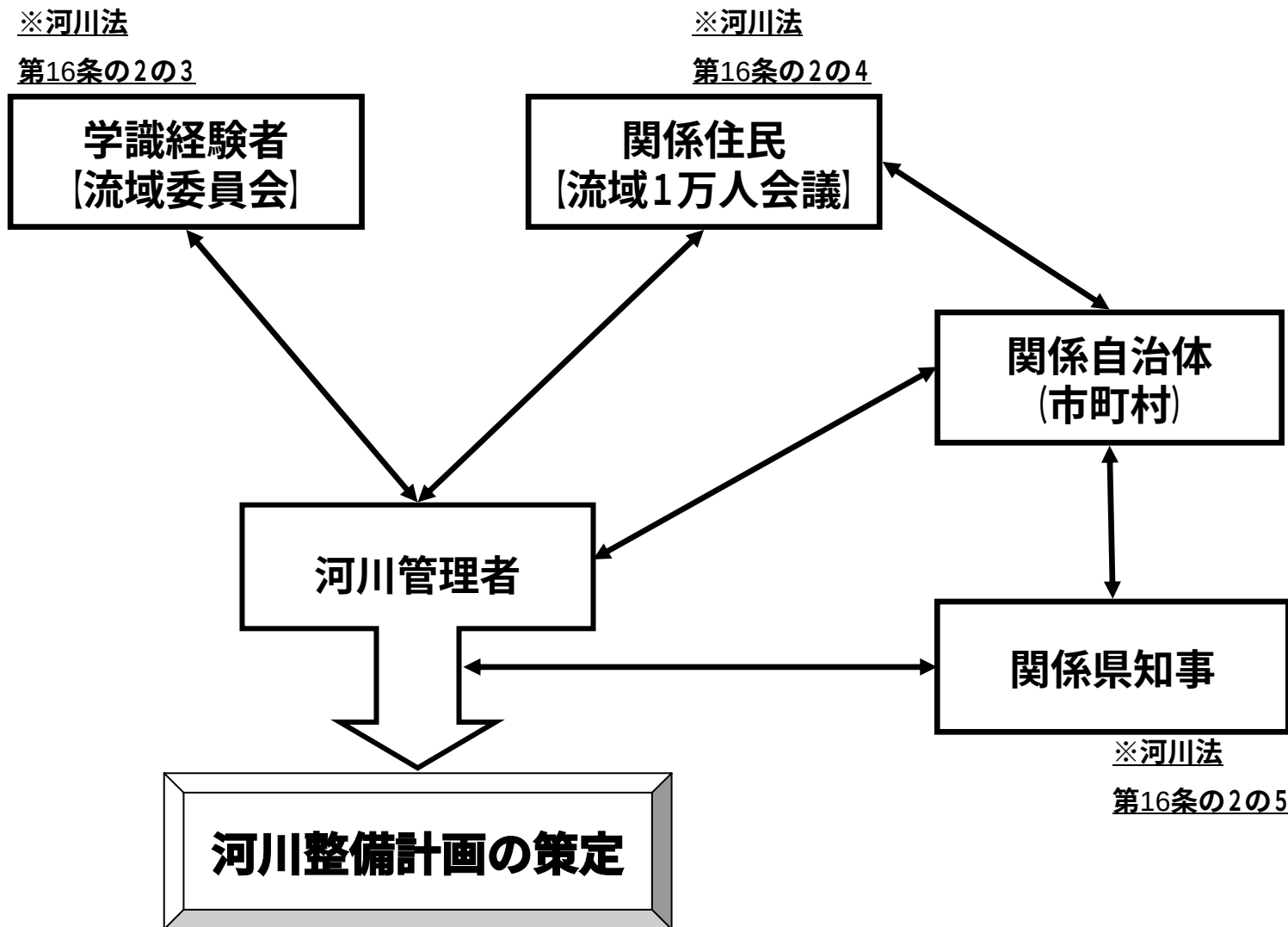
河川管理者

関係県知事

※河川法

第16条の2の5

河川整備計画の策定



筑後川水系流域委員会 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「筑後川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、筑後川水系河川整備計画(直轄管理区間)の案を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を述べることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 委員会の委員は、筑後川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会の成立)

第4条 委員会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を召集する。

3 委員長は委員会の運営と進行を総括し、委員会を代表する。

4 委員長は副委員長を委員の中から指名する。

5 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、副委員長が職務を代行する。

(意見参考人)

第6条 委員長は、必要と認められるときに意見参考人を選定し、意見聴取することが出来る。

(情報公開)

第7条 委員会の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第9条 委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の2分の1以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

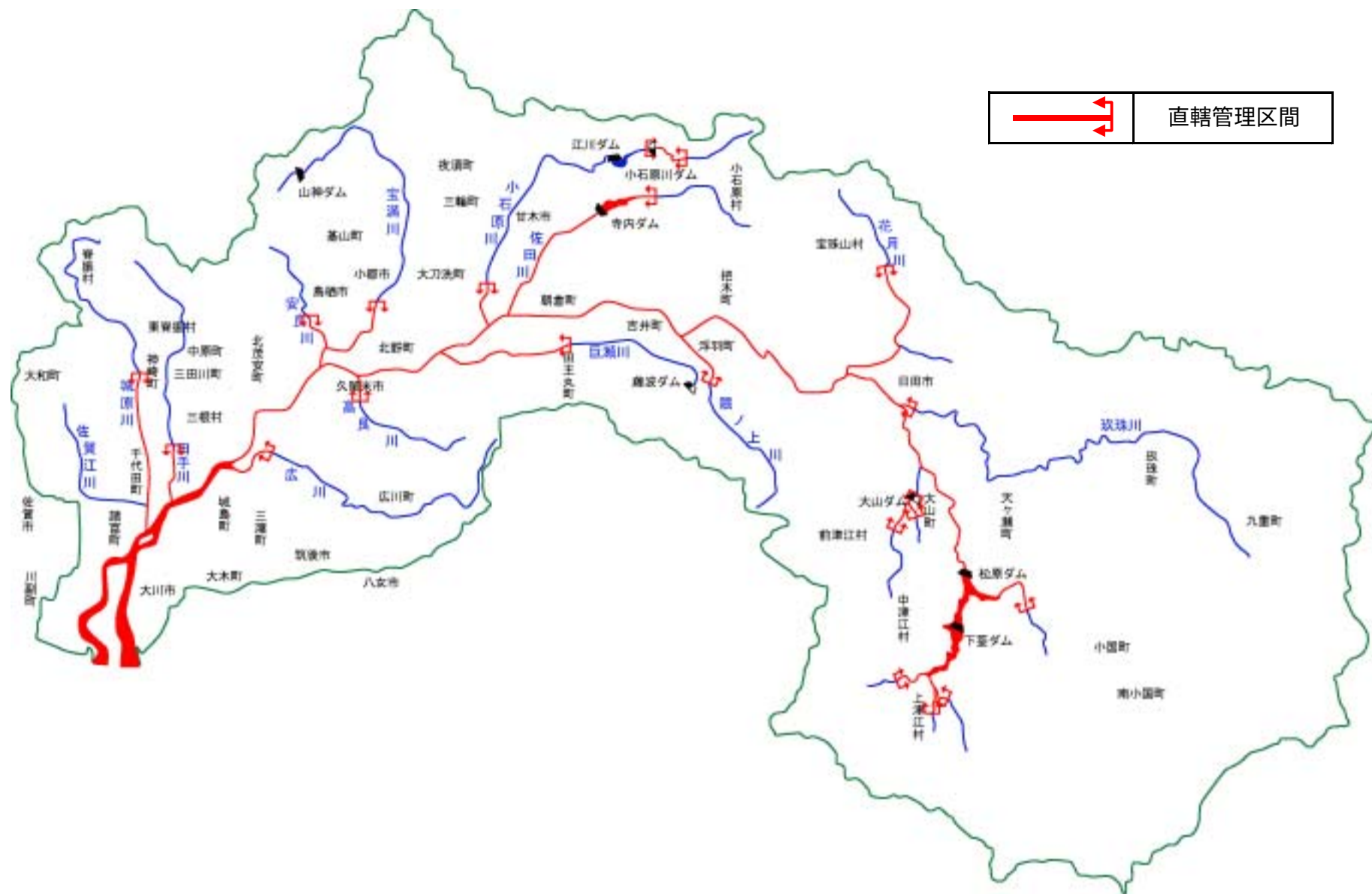
第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める

付則

(施行期日) この規約は、平成16年6月17日から施行する。

直轄管理区間 (整備計画対象区間)

資料 - 4



1. 委員会の傍聴

- (1) 一般からの希望者およびマスコミ関係者が委員会を傍聴する事が出来ることとします。
但し、会場の都合により傍聴を制限する場合があります。
- (2) 傍聴者のカメラ、ビデオ撮影及び録音は委員長の挨拶までとします。

2. 開催案内の方法

- (1) ホームページに掲載します。

3. 議事内容の公開

- (1) 議事内容は、「議事録」にまとめ公開します。
- (2) 内容については、出席委員の確認を得た上で、ホームページに掲載します。

4. 委員会資料の公開

- (1) 特定の個人、団体の利害および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開します。
- (2) ホームページに掲載します。
- (3) 国土交通省筑後川河川事務所にて閲覧を可能にします。

5. 記者会見

記者会見は、必要に応じて委員長が行います。

筑後川流域の概要

はじめに

- 筑後川は、坂東太郎（利根川）、四国三郎（吉野川）、と並んで筑紫次郎とよばれてきた九州最大の河川であり、古くから、かんがい等により、多くの恵みを筑紫平野に与え、我が国でも生産性の高い農地を形成してきた。



流域の概要

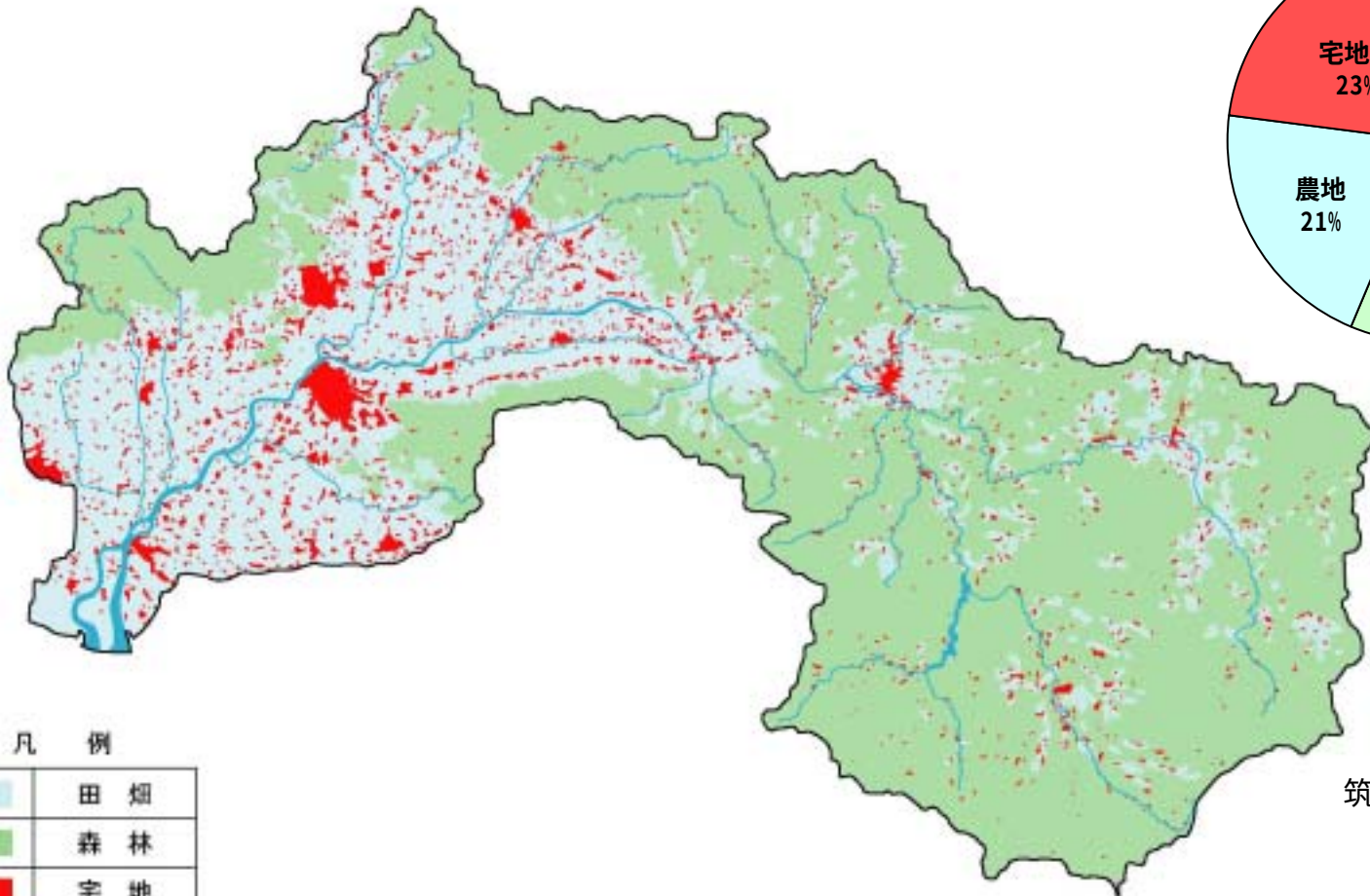
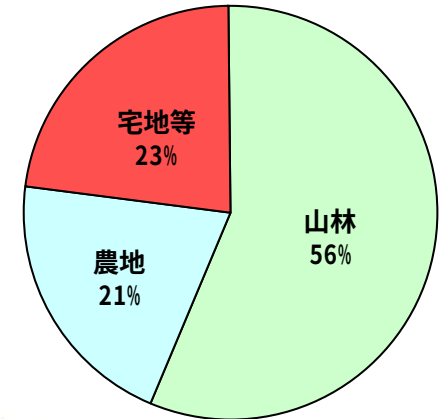
- 筑後川はその源を熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、筑紫平野を貫流して有明海に注ぐ。その流域は熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがる九州最大の1級河川。



流域の土地利用

- 流域の土地利用状況は、山林が約56%、水田や果樹園等の農地が約21%、宅地等市街地が約23%となっている。

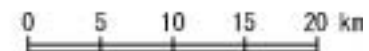
◆ 土地利用の割合



凡 例

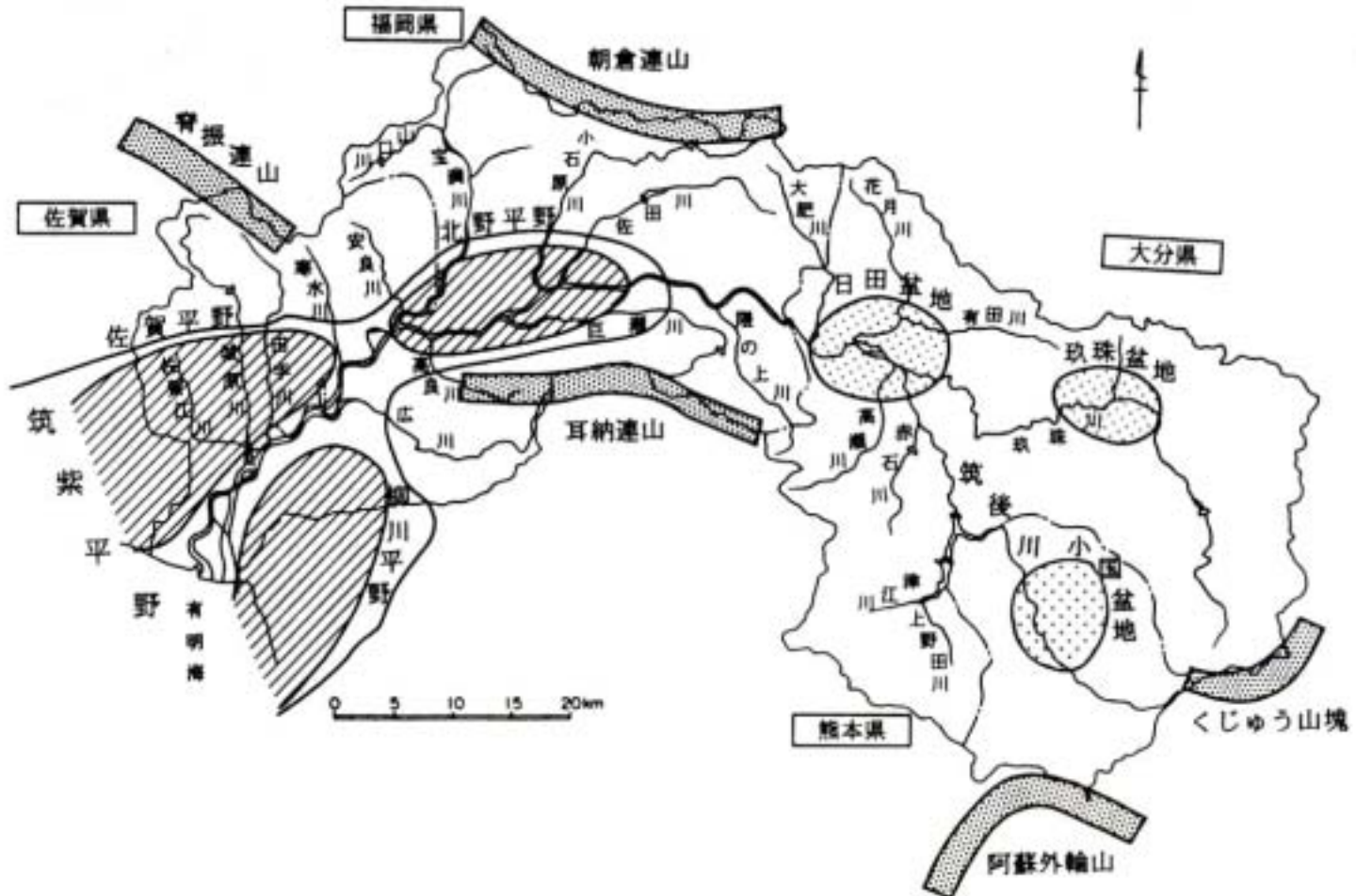
	田 畑
	森 林
	宅 地

筑後川流域土地利用現況図
(平成13年)



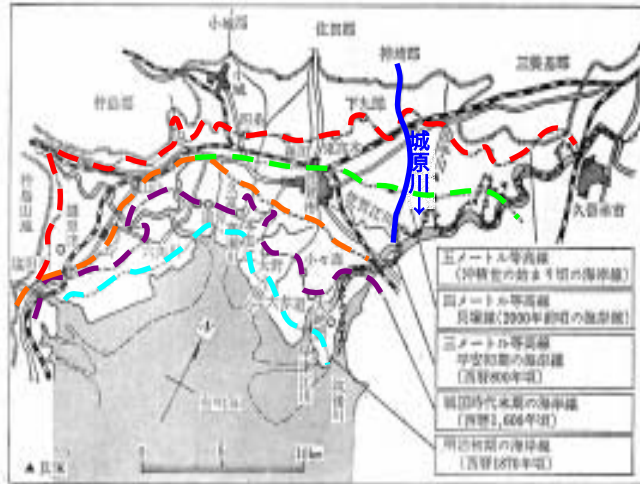
流域の地形

- 流域の上流部は火山性の高原地形と玖珠盆地、日田盆地が形成されている。中下流部は、北は朝倉、背振山系、南は耳納山系によって流域を画され、その間には本川の沖積作用によってできた広大な筑紫平野が形成されている。



下流域での干拓平野の拡大

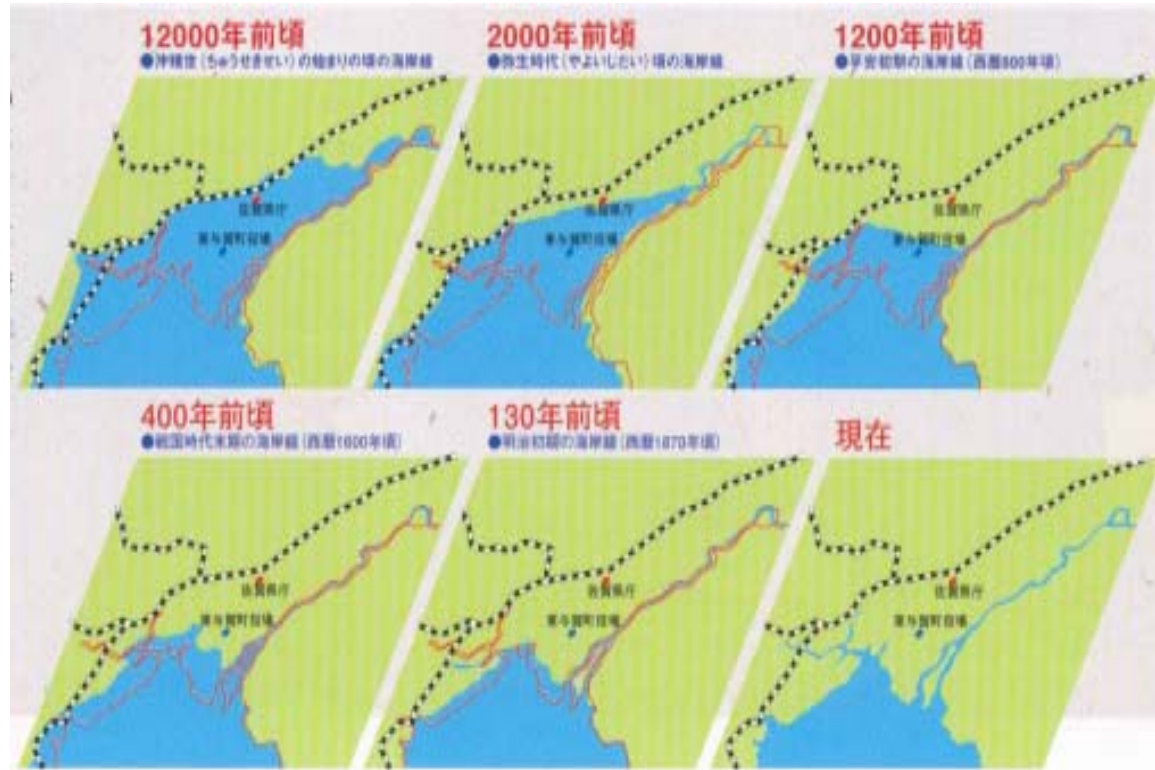
- 筑後川の下流域は、有明海の海岸線の後退と干拓によって形成されてきたもので、佐賀県側には「搦（からみ）」「籠（こもり）」の地名が、また福岡県側には「開（ひらき）」などの地名にその歴史が残されている。



出典：佐賀平野の水と土



有明海



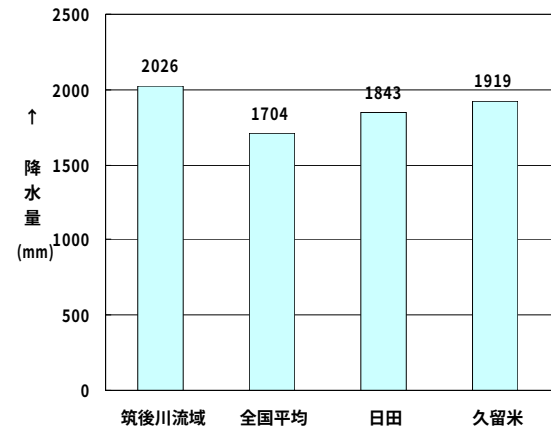
流域の降雨特性

- 流域内の年間降雨量は約2,050mmであり、その約6割は6月～9月の梅雨期および台風期に集中している。また、日本の平均降雨量の約1,700mmと比較すると、350mm多く、山間部では3,000mmを超えるところがある。

◆ 年降水量等雨量線図

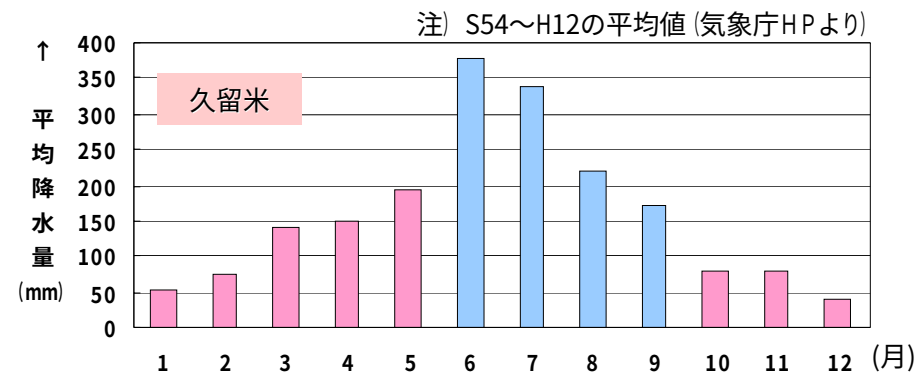
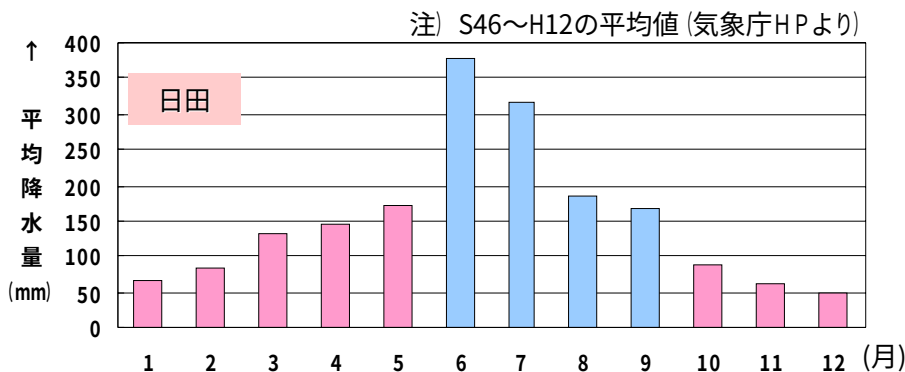


◆ 年間降雨量の比較



注) 筑後川流域はH4～H13の10ヶ年(今回算出)
全国平均は「理科年表」記載の全国主要観測所の平均値(S36～H2)
日田は気象庁HPよりS46～H12の平均値
久留米は気象庁HPよりS54～H12年の平均値

◆ 月別平均降雨量



流域内の主要都市

- 流域内の都市は、上流部の日田市、中流部の久留米市、下流部の大川市などがあり、九州北部における社会、経済文化の基盤をなすとともに、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持っている。

流域内自治体：12市37町8村

流域内人口：107万人



大川市



大川家具

日田市



久留米市



ゴム産業



日田スギ

上流域の環境

- 上流部は、日田美林として知られるスギ、ヒノキからなる森林に恵まれ、山間溪谷を流れ、流水部には鮎等が生息し、渓流部にはカジカガエルが生息している。



日田スギ



日田盆地（日田市街部）



清流の風景（九重町）



鮎やな（日田市）

中流域の環境

- 中流部は、九州を代表する穀倉地帯である筑紫平野を穏やかに蛇行しながら流れ、瀬、淵、ワンド、河原等の多様な環境を形成し、河岸にはオオタチヤナギが点在し、早瀬は鮎の産卵場となっている。

朝羽大橋付近



山田堰



筑後川49km付近



オオタチヤナギ

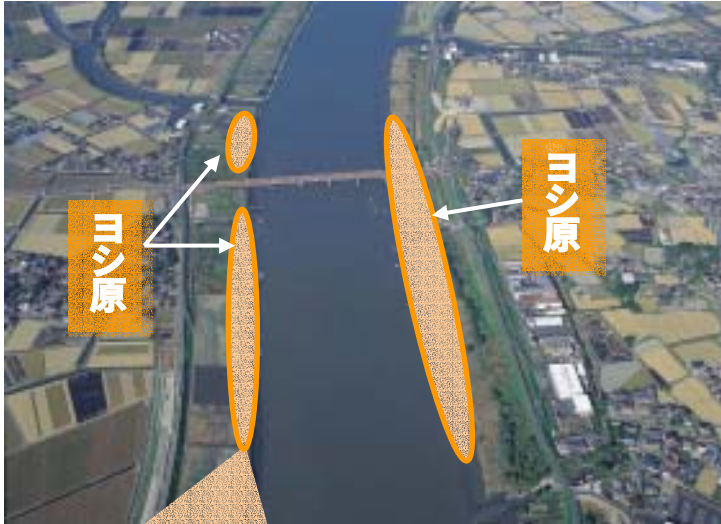
朝倉三連水車



下流域の環境

- 下流部は、クリークが発達した筑紫平野の中を大きく蛇行しながら有明海へと注ぎ、23kmに及ぶ長い区間が汽水域(海水と淡水が交わる場所)となっている。河口を中心に広大な干潟が形成されており、水際にはヨシ原が広がり、汽水域はエツの産卵場となっている。

筑後川14km付近



クリーク



エツ



有明海の干潟

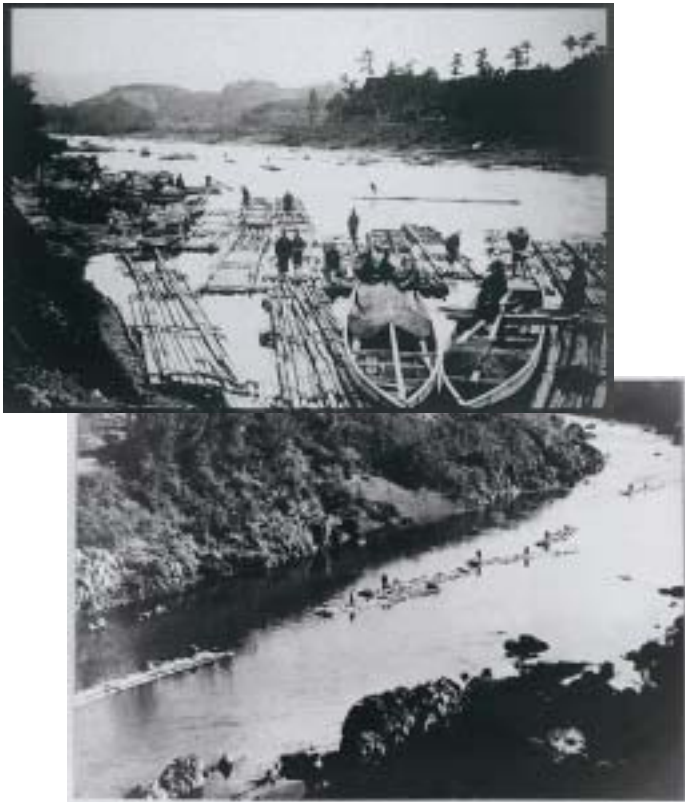


ヨシ原

歴史(生活)

- 陸上交通が不便な時代に、舟運は最も身近な交通手段であり、江戸時代から明治、大正、昭和にかけて利用された。また、かつて筑後川には62の渡しが見られたが、道路網の整備に伴い平成6年、下田の渡しを最後にすべてが役目を終えた。
- 沿川の一部の地域では、古くから日本住血吸虫病に悩まされたが、宮入貝の消滅を目的とした河岸整備や高水敷整地などが実施され、平成2年には「安全宣言」が行われた。

◆ 筏流し

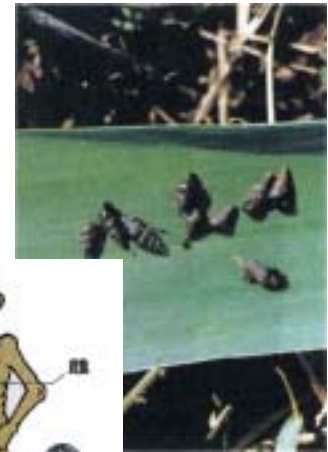


◆ 渡し



◆ 日本住血吸虫病

宮入貝



日本住血吸虫の感染経路図

歴史(治水)

- 江戸時代には、治水事業として久留米市付近の新川開削や、千栗堤、安武堤、及び巨瀬川の控堤、佐田川の輪中堤や霞堤並びに数多くの荒籠や水はね等が施工されている。

千栗堤



荒籠



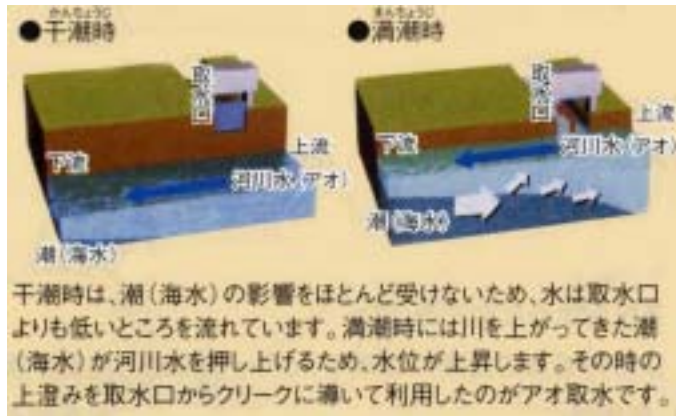
輪中堤(佐田川)



水はね

歴史(利水)

- かんがい事業として、大石、山田及び恵利の三大堰をはじめ大規模な井堰と用水路が施工されている。
- ◆ アオ取水及びクリークによるかんがい
- ◆ 三大堰



酒見堰



クリーク



山田堰



大石堰

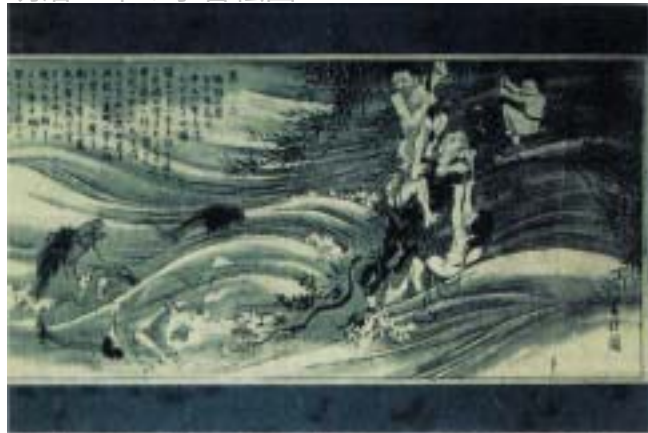


恵利堰

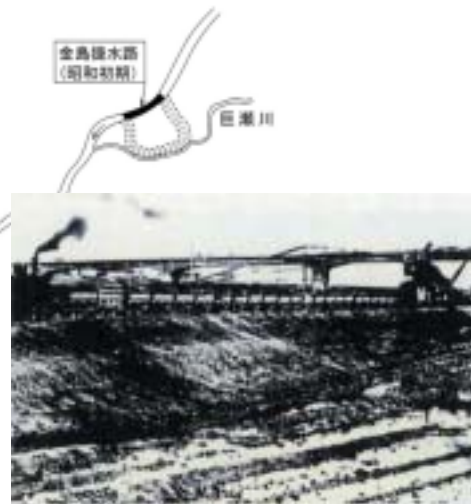
河川改修（昭和初期まで）

- 本格的な治水事業は、国の直轄事業として明治17年に部分的な改修に着手し、デ・レーケ導流堤のような航路を維持するための低水路工事や4大捷水路、千年分水路の工事を行った。

明治22年の水害絵図



デ・レーケ導流堤



金島捷水路工事



千年分水路

昭和28年水害

- 昭和28年6月洪水で、死者147名、流出全半壊家屋約12,800戸、床上浸水約49,200戸、床下浸水約46,300戸に及ぶ被害が発生した。



水没した久留米市街(医大付近)



人を乗せたまま流れ出した小森野橋



壊滅的な被害を受けた原鶴温泉街



凡 例	
破壞箇所	×
避難区域	

洪水対策（昭和28年以降）

- 昭和28年6月の洪水を契機に、大石分水路、原鶴分水路、松原ダム、下釜ダムの建設
東櫛原地区の引堤等が行われた。



下釜ダム



松原ダム



東櫛原引堤前

大石分水路



原鶴分水路



東櫛原引堤後

松原・下釜ダムの建設（蜂の巣城闘争）

- 下釜ダムの建設にあたっては、ダム建設に反対する住民との猛烈な闘争『蜂の巣城闘争』が繰り広げられ、わが国の公共事業の歴史に永久に残る貴重な教訓となった。



下釜ダムサイトに構築された蜂の巣城



水中乱闘事件

高潮対策

- 昭和60年の台風13号により、下流部で大規模な高潮被害が発生したことから、花宗水門の建設等の高潮対策を促進した。

昭和60年8月 台風13号(芦刈海岸)



平成11年9月 台風18号(大川市内)



(大川市内)



花宗水門

内水対策

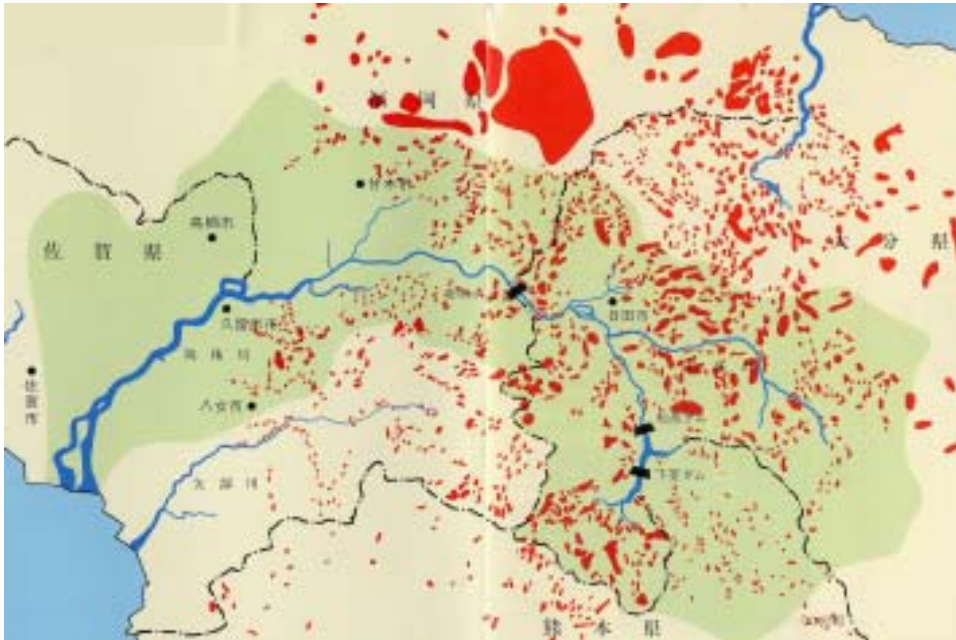
- 陣屋川水門



This map illustrates the Katsuragi River basin, showing the river's course from the north to the south. Major cities and towns are labeled, including Katsuragi City (大和町), Totsuka City (鳥栖市), and others. Numerous water treatment plants are indicated by orange circles with labels, such as '森本排水機場' (Morimoto Wastewater Treatment Plant) and '久米排水機場' (Kume Wastewater Treatment Plant). The map also shows other rivers like the Arakawa River (荒川) and the Tone River (利根川).

風倒木対策

- 平成3年9月の台風により上流部で約1,500万本と言われる大規模な風倒木被害が発生したことを契機に、流木の監視体制の強化に努めている。



風倒木被災区域（平成3年9月）

松原・下笠ダム風倒木流入状況（平成5年6月）



監視カメラ

利 水

- ## ◆ 広域的な水利用



筑後大堰

- ### ◆ 渇水調整(渇水による取水制限)

近年の主な渇水状況

年	地 域	取 水 制 限 等 期 間	
	代表都市名	期 間	日 数
昭和50年	福岡市他	S50.10.17～S51.1.30	106日間
昭和53年	福岡市他	S53.5.20～S54.3.24	287日間
平成6年	福岡市他	H6.7.7～H7.6.1	330日間
平成7年	福岡市他	H7.12.23～H8.4.30	129日間
平成11年	福岡市他	H11.2.25～H11.6.26	122日間
平成14年	甘木市	H14.7.11～H14.10.10	92日間
	福岡市他	H14.8.10～H15.5.1	265日間



寺内ダム
(H6)

河川利用

- 日田温泉周辺や原鶴・筑後川温泉周辺での鵜飼い、釣りの利用が盛んであるとともに、中下流部では、公園、運動場の整備が行われ、スポーツ、レクリエーション、花火大会等の行事に幅広く利用されている。



三隈川の鵜飼いと屋形船(日田市)



筑後川花火大会



筑後川トライアスロン



筑後川散策(水ウォーク)



リバーサイドパークの利用

住民活動

- 広域的な人的交流を通じて、地域活性化を図ることを目的とした「筑後川フェスティバル」の開催を始め、地域に根ざした様々な住民活動が各地で盛んに行われている。

リバーツーリズム
(菱の実ちぎり体験)



筑後川フェスティバル

筑後川(三隈川)リバースクール
(魚釣りの餌をとる子ども達)



筑後川フェスティバル(Eボート体験乗船)



筑後川水系河川整備基本方針の概要

【河川の総合的な保全と利用に関する基本方針】

基本方針

- **貴重な生命・財産を洪水や高潮から守り、地域が安心して暮らせる社会基盤を形成。**
- **流域の風土、文化、歴史、豊かな水辺環境などを踏まえた川づくりを目指し、健全な水循環系を構築。**
- **治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開。**

災害の発生防止又は軽減

- 計画規模の洪水を安全に流下させる。
- 高潮堤防の整備、内水被害を軽減。
- 整備途上段階での洪水被害を軽減。
- 計画規模を上回る洪水に対して、被害を抑制。
- 水防体制の維持・強化、災害関連情報の提供・共有化。
- 洪水時における監視、伝達、避難体制の整備。
- 氾濫しても被害を最小限にする対策。

災害の発生防止又は軽減 (参考例①)



ダムによる洪水調節 (下笠ダム)



堤防の整備 (久留米市大杜地区)



高潮堤防の整備 (大川市新田地区)



内水被害の軽減 (大刀洗水門)

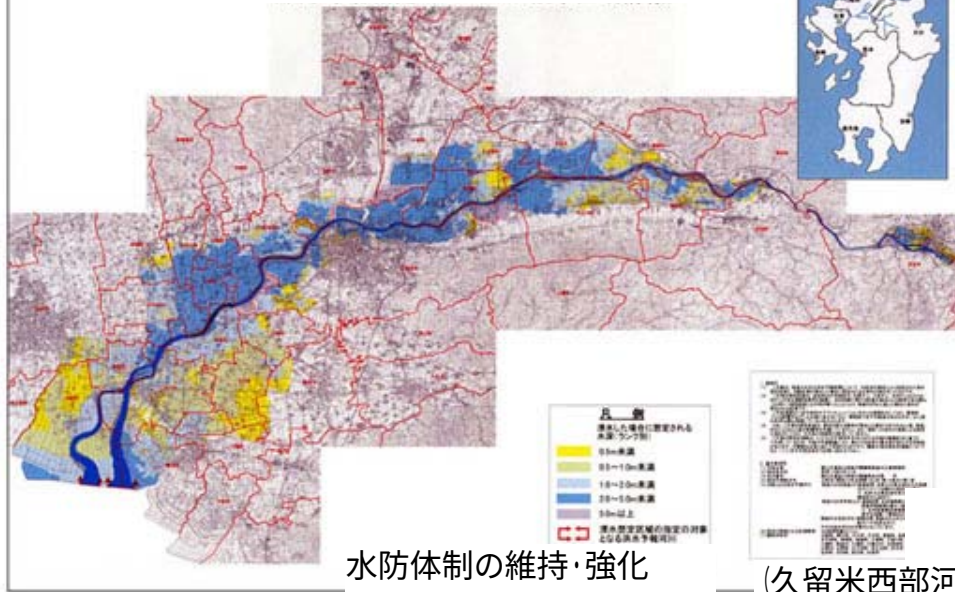
災害の発生の防止又は軽減 (参考例②)

控堤や支川堤防による氾濫被害抑制 (巨瀬川等)



災害の発生防止又は軽減 (参考例③)

ハザードマップ作成支援 (筑後川浸水想定区域図)



河川監視体制の強化 (監視カメラ)



— (久留米西部河川防災ステーション)



災害の発生防止又は軽減 (参考例④)

都市化の進展 (久留米市内)



住まい方の工夫 (水屋・上げ船)



河川水の利用

- 広域的に有効な水利用。
- 望ましい河川流量の確保。
- 渇水発生時の情報連絡体制の強化。
- 水利使用者相互間の水融通の円滑化。

河川水の利用 (参考例)

有効な水利用



望ましい河川流量の確保 (大山町小平地区)

(流量確保前)



(流量確保+環境整備)



水利使用者相互間の水融通



寺内ダム (H6渇水時)

近年の主な渇水状況

年	地 域	取 水 制 限 等 期 間	
	代表都市名	期 間	日 数
昭和50年	福岡市他	S50.10.17～S51.1.30	106日間
昭和53年	福岡市他	S53.5.20～S54.3.24	287日間
平成4年	福岡市他	H4.12.3～H5.2.16	44日間
平成6年	福岡市他	H6.7.7～H7.6.1	330日間
平成7年	福岡市他	H7.12.23～H8.4.30	129日間
平成11年	福岡市他	H11.2.25～H11.6.26	122日間
平成14年	甘木市	H14.7.11～H14.10.10	92日間
	福岡市他	H14.8.10～H15.5.1	264日間

河川環境の整備と保全

- 多様な動植物の生息・生育環境の保全。
- 中流部の良好な自然環境の保全・再生。
- 下流部の貴重な汽水環境の保全・再生。
- 住民に親しまれる河川環境、河川景観の整備と保全。

河川環境の整備と保全 (参考例)

中流部の良好な自然環境の保全・再生



(朝羽大橋上空より上流を望む)

住民に親しまれる河川環境、河川景観の整備と保全



(日田温泉街)



(リバースクール)

下流部の貴重な汽水環境の保全・再生



(エツ: 絶滅危惧Ⅱ類)

(新田大橋上空より下流を望む)

多様な動植物の生息・生育環境の保全

多自然型川づくり



(巨瀬川)



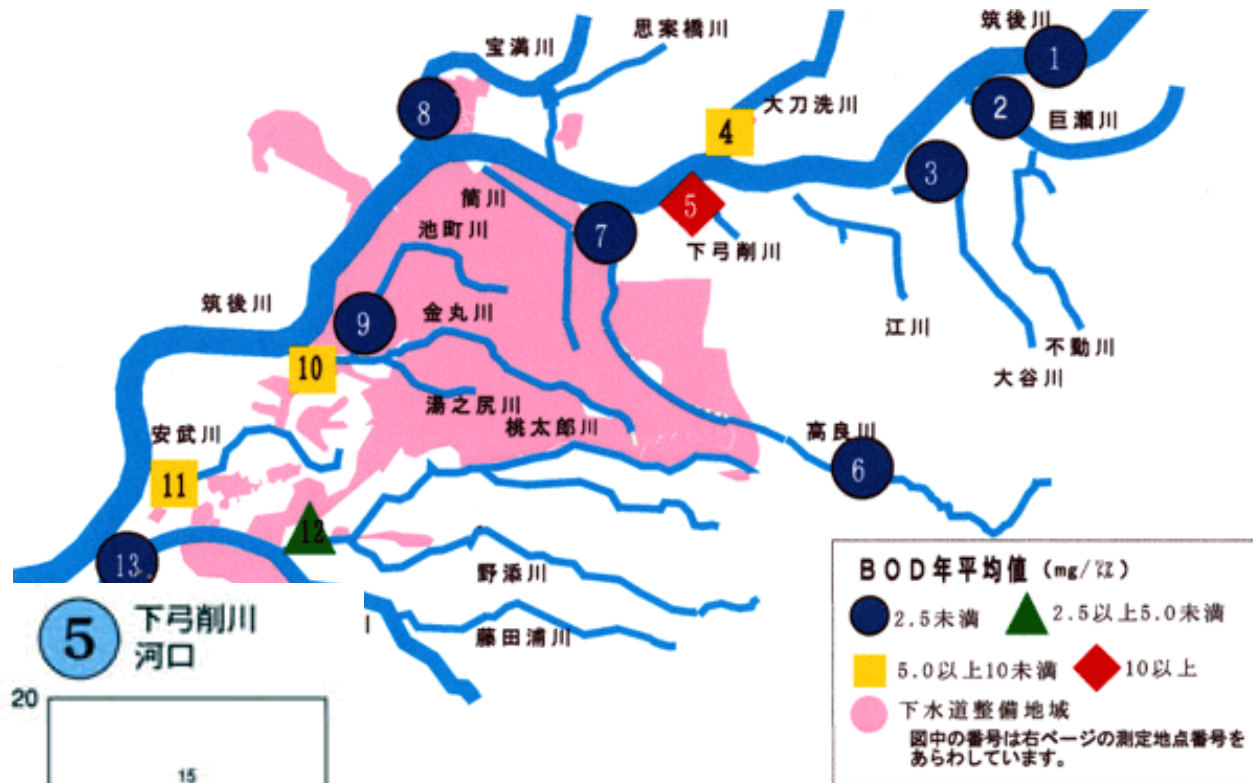
(高良川)

健全な水循環系の構築

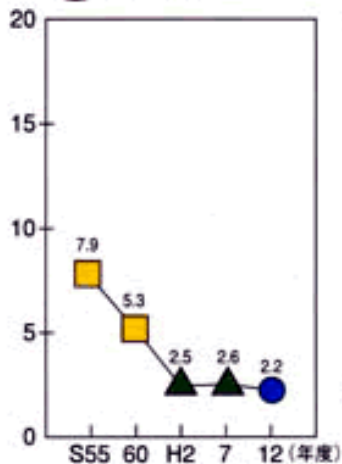
- 合理的な水利用や下水道整備等による良好な水質の保全。

健全な水循環系の構築 (参考例)

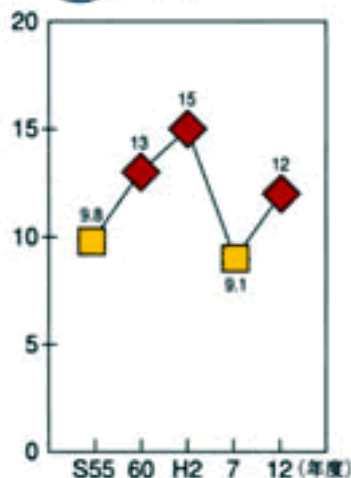
合理的な水利用や下水道整備による、良好な水質の保全



7 高良川 河口



5 下弓削川 河口



(久留米市周辺主要河川の水質状況: H13年)

※池町川や高良川については、下水道の普及によりかなり水質が良くなっていますが、下水道の整備が遅れている地域にある下弓削川については、一般家庭や飲食店などの排水により汚濁が見られます。

河川の維持管理

- 河川の有する多様な役割を発揮できるような河川管理施設の適切な維持管理。
- 河川管理施設の計画的な維持補修と機能改善。
- 施設管理の高度化・効率化。
- 治水と環境を調和させる植生管理。
- 土砂（ガタ土）の堆積を考慮した河川管理施設の適正な維持管理。

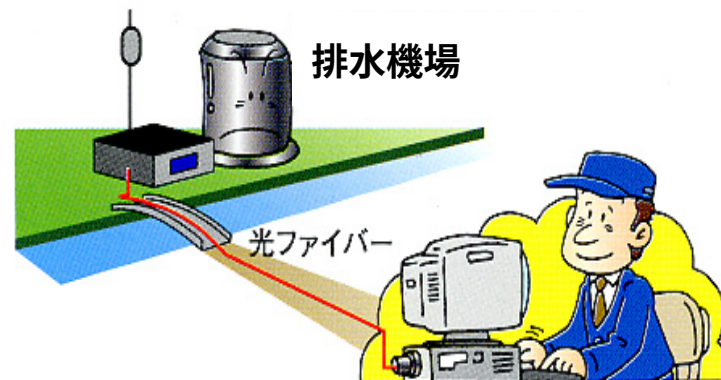
河川の維持管理 (参考例)

河川管理施設の計画的な維持補修と機能改善



大刀洗水門 (昭和17年設置 ※現在改築工事中)

施設管理の高度化・効率化



(河川管理施設の遠隔操作イメージ)

河川管理施設の適正な維持管理



ガタ土の堆積 (花宗水門)



浚渫船によるガタ土の浚渫 (花宗水門)

住民参加による河川管理

- 九州一の規模を誇る流域連携の構築。
- 地域の魅力を引き出す積極的な河川管理。
- 流域連携や環境教育の支援。
- 住民参加による河川管理。

住民参加による河川管理 (参考例)

住民参加による河川管理



地域住民によるヨシ刈り (城島町)



ボランティアによる河川美化 (日田市)

流域連携や環境教育の支援



小中学校を対象とした総合学習支援

【河川整備の基本となるべき事項】

基本高水並びにその河道及び洪水調節施設 への配分に関する事項

基本高水は、昭和28年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点荒瀬において10,000m³/秒とする。このうち流域内の洪水調節施設により4,000m³/秒を調節して、河道への配分流量を6,000m³/秒とする。



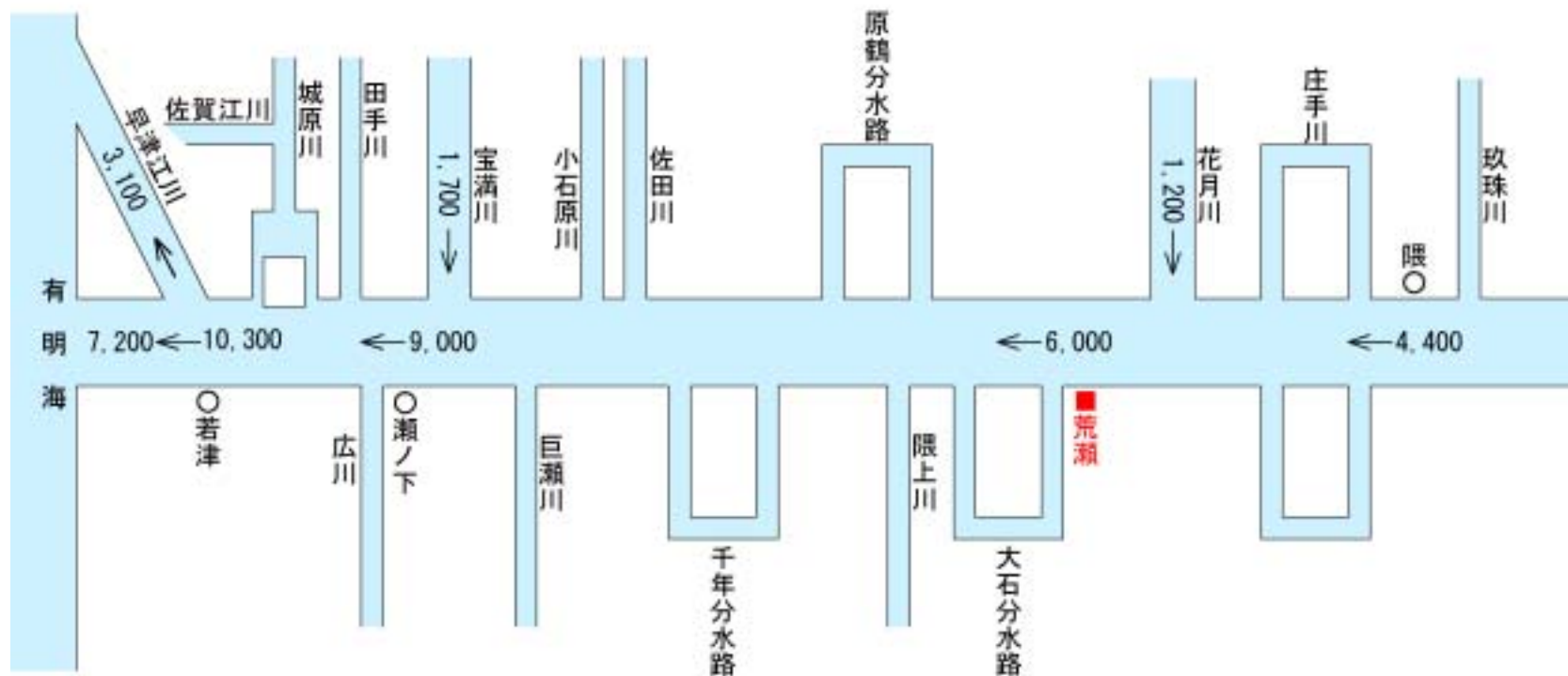
基本高水のピーク流量等一覧表

基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /秒)	洪水調節施設 による調節流量 (m ³ /秒)	河道への 配分流量 (m ³ /秒)
荒瀬	10,000	4,000	6,000

※荒瀬上流域の集水面積1,443km²

主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、荒瀬において $6,000\text{m}^3/\text{秒}$ とし、宝満川等の支川の流量を合わせて瀬ノ下において $9,000\text{m}^3/\text{秒}$ とする。さらに、佐賀江川等の支川の流量を合わせて若津において $10,300\text{m}^3/\text{秒}$ とし、早津江川に $3,100\text{m}^3/\text{秒}$ を分派し、河口まで $7,200\text{m}^3/\text{秒}$ とする。



主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

夜明下流の水利流量（農業用水，工業用水，上水道用水）を満
足した上で、魚類の生息・生育環境及び漁業からの必要流量より、

夜明における流量の正常な機能維持するための必要な流量は
かんがい期でおおむね $35\text{m}^3/\text{秒} \sim 40\text{m}^3/\text{秒}$ 程度 と想
定される。



※ 河口部のノリの養殖、汽水域の生態系についてさらに調査・検討の上、決定するものとする。



朝羽大橋付近

住民意見聴取について

住民意見聴取の目的および基本スタンス

[目的]

筑後川水系河川整備計画（直轄管理区間）（案）を策定するにあたり、河川法第16条の2第4項に規定する趣旨に基づき、筑後川流域の関係住民、関係自治体に対して筑後川の特性、歴史、現状等に関する認識の共有化を図るとともに、地域がかかえる課題や筑後川の将来像に対する夢、思いなどの意見を広く聴取することを目的とする。

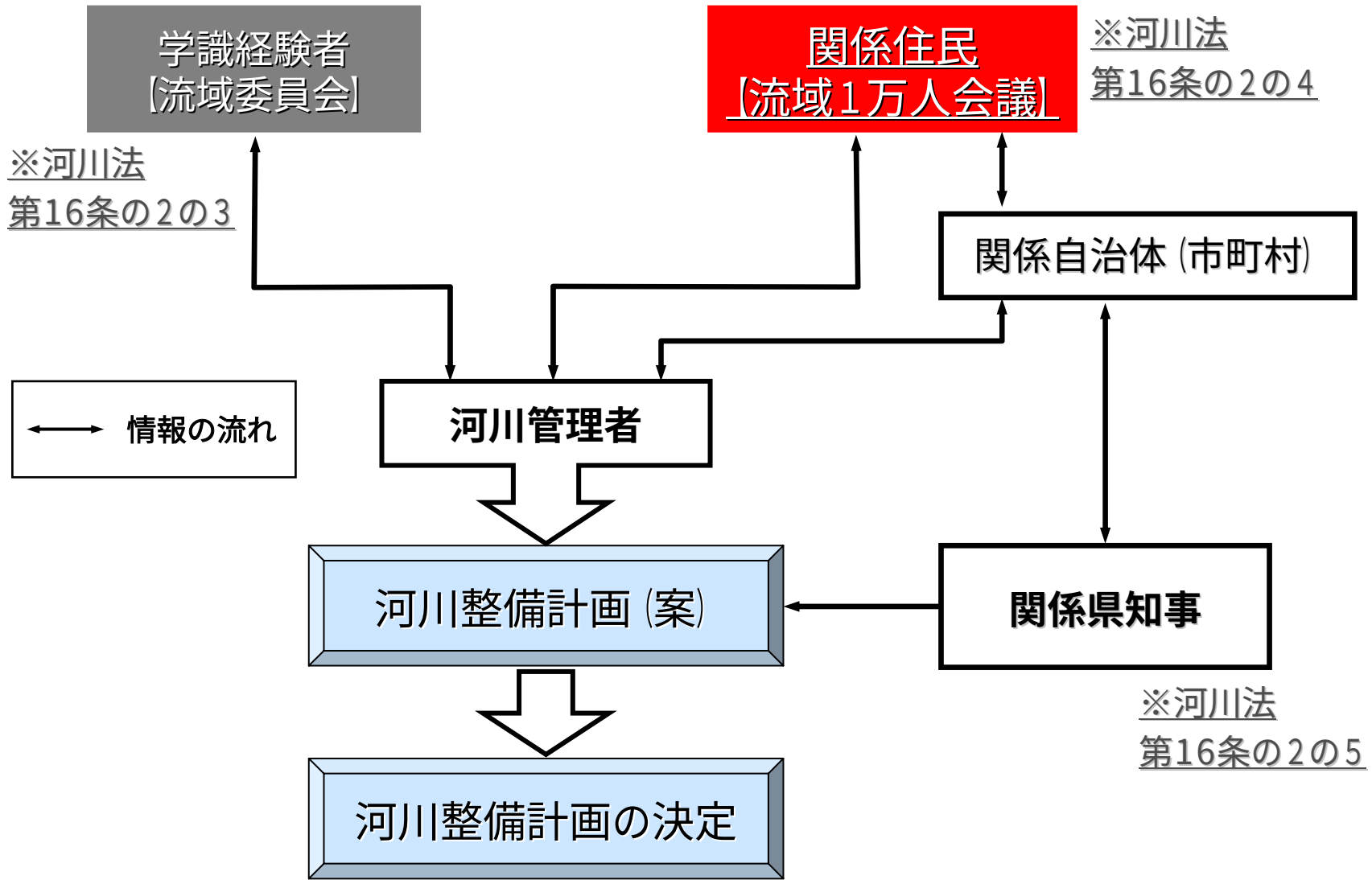
[基本スタンス]

“まちづくり”と連携した“川づくり”
をテーマに、以下の基本スタンスで関係住民の意見を聴くこととする。

- 計画から参画する川づくりというスタンス
 - ▼ 計画・整備から維持管理までを踏まえた協働体制
- 地域活性を目的とした川づくりというスタンス
 - ▼ 川はその地域（まち）の貴重な構成要素である

河川整備計画策定作業における情報関係図

筑後川では河川整備計画を策定する上で、関係住民に直接意見聴取を行うとともに、関係自治体の意見についても併せて聴取する予定です。

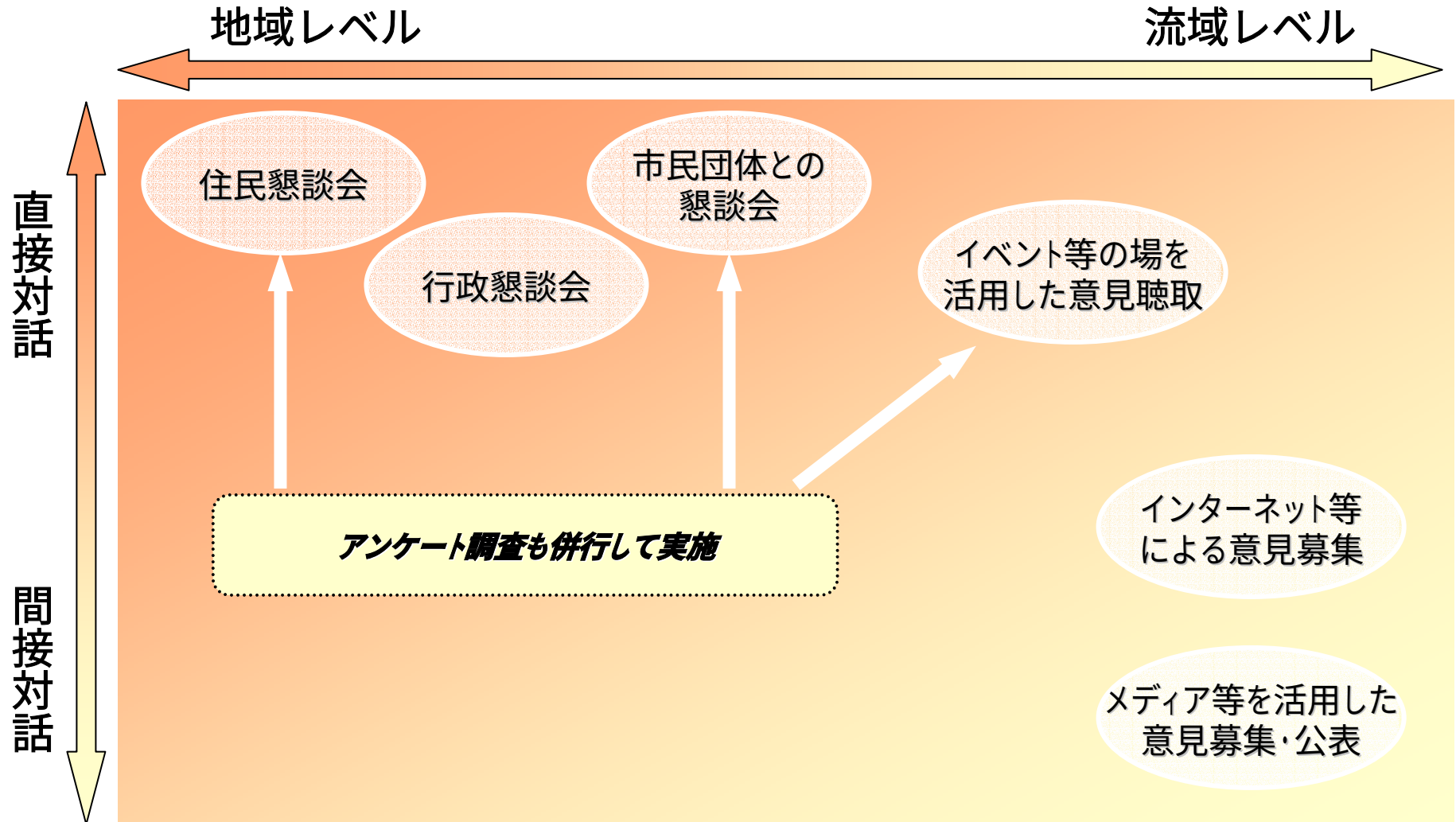


住民意見聴取の進め方

- 直接対話を主体とした意見聴取
[住民懇談会等、直接対話を重視した意見聴取]
- 地域の総合行政を担当する自治体（市町村）との連携
[行政懇談会等との連携による、意見聴取活動の実施]
- 地域レベルから流域レベルまでの意見聴取
[住民懇談会からインターネット等による意見募集まで、幅広い視点からの意見聴取活動]

住民意見聴取方法

筑後川流域では、地域レベルから流域レベルまで、直接対話を中心に、幅広い意見聴取活動を実施します。



地域レベルの住民意見聴取（住民懇談会）

計画の初期段階から計画に参画して頂くために、以下の３段階に分けて意見聴取活動を行います。

第一段階 現状説明（情報の共有化と認識を深める）

筑後川の概要と現状について説明し、地域が抱える課題や考えのほか、筑後川に寄せる期待や夢を述べてもらう。

第二段階 整備計画素案に対する意見聴取

地域住民の期待や夢を反映した河川整備計画（素案）を明示し、それに対する意見を頂く。

第三段階 整備計画の周知

河川整備計画を策定した後、流域住民の方々に広く周知して頂く。

審議の進行を円滑に進行するためのお願い

○ 二つの原則

- ① 自由で平等な発言の確保
- ② 創造的な討論

○ 四つの約束

- ① 自由で対等な立場での発言を確保する。
- ② 特定の個人や団体の批判を行わない。
- ③ 参加者は立場を越えて議論する。
- ④ 分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がける。